

長野県立大学学則

目次

第1章 総則

第2章 自己点検・評価等

第3章 組織

第4章 学年、学期、修業年限及び休業日

第5章 教育課程及び履修方法

第6章 学習の評価及び課程修了の認定

第7章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び卒業

第8章 検定料、入学料及び授業料等

第9章 表彰及び懲戒

第10章 学生寮及び厚生施設

第11章 補則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 長野県立大学（以下「本学」という。）は、生きる拠り所となる深い専門性と幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性とグローバルな視野を持って、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。

(入学者受入等の方針)

第2条 本学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。

2 前項の方針に関する事項は、別に定める。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の開示)

第4条 本学は、教育研究活動、組織及び運営の状況等について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

第3章 組織

(学部・学科)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

グローバルマネジメント学部

グローバルマネジメント学科
 健康発達学部
 食健康学科
 こども学科
 (学部・学科の学生定員)

第6条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学生定員	
		入学定員	収容定員
グローバルマネジメント学部	グローバルマネジメント学科	170人	680人
健康発達学部	食健康学科	30人	120人
	こども学科	40人	160人
合 計		240人	960人

(職員組織)

第7条 本学に、次の職員を置く。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 教授
 - (5) 准教授
 - (6) 講師
 - (7) 助教
 - (8) 助手
 - (9) 事務職員
 - (10) 技術職員
- 2 前項に定める職員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 前2項に定める職員の職務等については、別に定める。

(教員会議)

第8条 本学の学部に、学校教育法第93条第1項に基づき、教員会議を置く。

- 2 教員会議は、当該学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教員会議は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、各教員会議の所掌事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成及び授業科目の改廃
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教員会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 前3項に定めるもののほか、教員会議に関する必要な事項は、学長が別に定める。

(附置機関)

第9条 本学に次の附置機関を置く。

- (1) キャリアセンター
- (2) グローバルセンター
- (3) ソーシャル・イノベーション創出センター
- (4) 学生サポートセンター

2 前項の附置機関に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第10条 本学に委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(図書館)

第11条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 学年、学期、修業年限及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 1学年を、4学期に分ける。

2 前項の各学期の開始日及び終了日は、別に定める。

(修業年限)

第14条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第37条の規定により転学部若しくは転学科した者又は第41条の規定により入学した者にあつては、それぞれ第37条第2項又は第42条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、毎年度始めに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

4 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第17条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第18条 授業科目は、別表のとおりとする。

2 単位の修得の認定手続及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(取得できる資格)

第20条 各学部において取得できる資格の種類は、別に定める。

第6章 学習の評価及び課程修了の認定

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得の認定をすることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第22条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める。

2 学長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績の評価)

第23条 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(単位の修得の認定)

第24条 学長は、授業科目を履修して、成績の審査に合格した者に対し、その授業科目の単位の修得を認定する。

2 成績の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績その他の方法により行う。

(他の学部における授業科目の履修等)

第25条 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位数の取り扱い)

第26条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が本学に入学する前に国内外の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定に基づく科目等履修により修得したものを含む。）を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 学長は、前2項の規定により修得した単位については、前条の規定により本学において修得したものと認定することができる単位数と合わせて60単位を超えない範囲において、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第7章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び卒業

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第30条 本学に入学を志願する者(次条において「入学志願者」という。)は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第31条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者について入学を許可する。

(休学)

第33条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病等のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第36条 他の大学等へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学部又は転学科)

第37条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数について、決定する。

(留学)

第38条 学長は、教育上有益であると認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第27条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(退学)

第39条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍する。

- (1) 第15条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第34条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる者

(再入学)

第41条 学長は、次に掲げる者で、退学又は除籍前と同一学部同一学科に再入学を志願するものがある場合は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第39条の規定により退学を許可された者
- (2) 前条第2号から第4号までの規定により除籍された者

(再入学の場合の取扱い)

第42条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(卒業及び学位等)

第43条 学長は、所定の授業科目について、第24条第1項の規定により修得の認定（第26条第1項及び第27条の規定により修得を認定したものとみなされた場合を含む。）を行った者に対し、卒業を認定して卒業証書及び学士の学位を授与する。

第8章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料、入学料及び授業料等)

第44条 本学の検定料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第45条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者については、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第46条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。

3 退学処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく長期にわたり欠席したとき。
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったとき。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学生寮及び厚生施設

(学生寮)

第47条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(厚生施設)

第48条 本学に食堂、保健室等必要な厚生保健施設を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(補則)

第49条 この学則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(別表) (第18条関係)

1 グローバルマネジメント学科

授業科目	単位数
Foundations of English I	1
Basic English Communication I	1
Foundations of English II	1
Basic English Communication II	1
Comprehensive English I	1
Academic English Communication I	1
Comprehensive English II	1
Academic English Communication II	1
Comprehensive English III	1
Academic English Communication III	1
Career English I	1
Academic English for Global Mobility I	1
Career English II	1
Academic English for Global Mobility II	1
フランス語 I	1
フランス語 II	1
ドイツ語 I	1
ドイツ語 II	1
中国語 I	1
中国語 II	1
スペイン語 I	1
スペイン語 II	1
日本語 I	1
日本語 II	1
心理学	2
哲学	2
倫理学	2
教育学	2
言語学 I	2
言語学 II	2
文学 I (日本文学)	2

文学Ⅱ（中国文学）	2
文学Ⅲ（イギリス文学）	2
歴史（近現代）	2
民族文化論	2
文化人類学	2
音楽	2
国際関係論	2
社会学	2
憲法	2
経済学入門Ⅰ	1
経済学入門Ⅱ	1
社会保障入門	2
数学的発想	2
生命科学	2
プログラミング基礎	2
IT活用論	2
発信力ゼミ	2
デザイン思考	2
世界の文化と社会Ⅰ	1
世界の文化と社会Ⅱ	1
象山学	2
信州学	2
情報リテラシー	2
健康と運動科学Ⅰ	1
健康と運動科学Ⅱ	1
シーズンスポーツ	1
グローバル教養ゼミ	2
経営学入門	2
政策科学	2
マーケティング入門	2
アントレプレナーシップ論	2
ソーシャル・ビジネス論	2
海外実地研修A	2
海外実地研修B	2
海外実地研修C	2
海外実地研修D	2
海外実地研修E	2
海外実地研修F	2
国内実地研修	2
海外経営経済演習Ⅰ	1
海外経営経済演習Ⅱ	1
経営組織論	2
ミクロ経済学	2
ファイナンス入門	2
原価計算入門	2
アカウンティング入門	2
地方財政論	2
行政学	2
社会調査論	2
リーダーシップ論	2
経営戦略論	2

公共哲学	2
地方自治論	2
民法概論	2
キュレーター概論	2
長野県の経済と産業	2
組織行動論	2
グローバル・ビジネス	2
経営統計学入門	2
地方行財政基礎演習	2
行政法	2
コミュニティ・デザイン (概論)	2
地域マーケティング	2
ソーシャル・イノベーション論	2
地域イノベーション論	2
経営史	2
企業家論 (トップ・マネジメント論)	2
健康マネジメント論	2
中小企業論	2
組織間関係論	2
B o P ビジネス概論	2
人材マネジメント論	2
経営情報論	2
企業倫理	2
グローバル・ビジネス演習	2
コーポレート・ガバナンス	2
セルフ・マネジメントと社会イノベーション	2
ソーシャルビジネス・プランニング I	2
ソーシャルビジネス・プランニング II	2
ソーシャルビジネス・プランニング III	2
ソーシャルビジネス・プランニング IV	2
コミュニティ・デザイン (各論 I)	2
コミュニティ・デザイン (各論 II)	2
マーケティングリサーチ	2
マーケティング論	2
消費者行動論	2
簿記システム論	2
管理会計 I	2
管理会計 II	2
財務会計入門	2
財務会計論	2
経営分析	2
金融論	2
コーポレート・ファイナンス I	2
コーポレート・ファイナンス II (応用)	2
金融システム論	2
国際交通観光ビジネス入門	2
産業組織論	2
公共経済学 I	2
公共経済学 II (航空政策)	2
マクロ経済学	2
医療経済学	2
グローバル経済論	2

環境経済学	2
ビジネス・エコノミクス	2
規制の経済学	2
数理統計学	2
企業と法	2
契約法	2
労働法	2
法政策学	2
商法	2
知的財産法	2
比較法制度論	2
金融商品取引法	2
政治学	2
公共政策学	2
公共政策演習	2
市民参加論	2
公共経営論	2
地域社会学	2
インターンシップ	1
ゼミナールⅠ	3
ゼミナールⅡ	4
ゼミナールⅢ	4
卒業研究	8

2 食健康学科

授業科目	単位数
Foundations of English I	1
Basic English Communication I	1
Foundations of English II	1
Basic English Communication II	1
Comprehensive English I	1
Academic English Communication I	1
Comprehensive English II	1
Academic English Communication II	1
Comprehensive English III	1
Academic English Communication III	1
Career English for Global Mobility I	1
Career English for Global Mobility II	1
フランス語Ⅰ	1
フランス語Ⅱ	1
ドイツ語Ⅰ	1
ドイツ語Ⅱ	1
中国語Ⅰ	1
中国語Ⅱ	1
スペイン語Ⅰ	1
スペイン語Ⅱ	1
日本語Ⅰ	1
日本語Ⅱ	1
心理学	2
哲学	2
倫理学	2
教育学	2

言語学Ⅰ	2
言語学Ⅱ	2
文学Ⅰ（日本文学）	2
文学Ⅱ（中国文学）	2
文学Ⅲ（イギリス文学）	2
歴史（近現代）	2
民族文化論	2
文化人類学	2
音楽	2
国際関係論	2
社会学	2
憲法	2
経済学入門Ⅰ	1
経済学入門Ⅱ	1
社会保障入門	2
数学的発想	2
生命科学	2
プログラミング基礎	2
IT活用論	2
発信力ゼミ	2
デザイン思考	2
世界の文化と社会Ⅰ	1
世界の文化と社会Ⅱ	1
象山学	2
信州学	2
情報リテラシー	2
健康と運動科学Ⅰ	1
健康と運動科学Ⅱ	1
シーズンスポーツ	1
グローバル教養ゼミ	2
健康発達概論	2
健康発達実習	1
長野県健康社会史	2
海外プログラム	2
管理栄養士活動論	1
食文化論	1
経営学入門	2
アカウンティング入門	1
リーダーシップ論	2
公衆衛生学	2
公衆衛生学実習	1
食事調査法	1
栄養疫学	2
社会福祉学	1
臨床医学概論	2
人体機能（生理）学	2
生理学実習	1
人体構造（解剖）学	2
解剖学実習	1
病理学	2
生化学Ⅰ	2
生化学Ⅱ	2

生化学実験	1
運動生理学	2
運動生理学実習	1
食品学Ⅰ	2
食品学Ⅱ	2
食品学実験	1
食品衛生学	2
食品衛生学実験	1
食品開発・品質管理論	2
食品・メニュー開発実習	1
調理学	2
調理科学実験	1
調理学実習Ⅰ	1
調理学実習Ⅱ	1
国際食文化論実習	1
食ビジネス概論	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
基礎栄養学実験	1
食事摂取基準	2
応用栄養学Ⅰ	2
応用栄養学Ⅱ	2
応用栄養学Ⅲ	2
応用栄養学実習	1
栄養教育論Ⅰ	2
栄養教育論Ⅱ	2
栄養教育論実習	1
栄養カウンセリング演習	2
臨床栄養管理学Ⅰ	2
臨床栄養管理学Ⅱ	2
臨床栄養管理学Ⅲ	2
臨床栄養管理学実習Ⅰ	1
臨床栄養管理学実習Ⅱ	1
臨床栄養管理学演習	2
公衆栄養学Ⅰ	2
公衆栄養学Ⅱ	2
公衆栄養学実習	1
給食経営管理論Ⅰ	2
給食経営管理論Ⅱ	2
食事設計論	2
給食経営管理実習Ⅰ	1
給食経営管理実習Ⅱ	1
総合演習	1
臨地実習事前事後指導	1
臨地実習Ⅰ（学校給食センター）	1
臨地実習Ⅱ（病院）	2
臨地実習Ⅲ（保健所）	1
臨地実習Ⅳ（福祉施設）	2
臨地実習Ⅴ（保育所・特別支援学校）	2
臨地実習Ⅵ（給食施設）	1
臨地実習Ⅶ（保健所）	1
ゼミナール	1

卒業研究	3
学校栄養教育論	2
学校栄養教育実践論	2
学校栄養教育実習	1
学校栄養教育実習事前事後指導	1
教職論	2
教育原論	2
発達と教育の心理学	2
教育制度論	2
教育課程論	1
道德教育論	1
特別活動論	1
教育方法論	1
生徒指導論	2
教育相談論	2
教職実践演習	2

3 こども学科

授業科目	単位数
Foundations of English I	1
Basic English Communication I	1
Foundations of English II	1
Basic English Communication II	1
Comprehensive English I	1
Academic English Communication I	1
Comprehensive English II	1
Academic English Communication II	1
Comprehensive English III	1
Academic English Communication III	1
Career English for Global Mobility I	1
Career English for Global Mobility II	1
フランス語 I	1
フランス語 II	1
ドイツ語 I	1
ドイツ語 II	1
中国語 I	1
中国語 II	1
スペイン語 I	1
スペイン語 II	1
日本語 I	1
日本語 II	1
心理学	2
哲学	2
倫理学	2
教育学	2
言語学 I	2
言語学 II	2
文学 I (日本文学)	2
文学 II (中国文学)	2
文学 III (イギリス文学)	2
歴史 (近現代)	2
民族文化論	2

文化人類学	2
音楽	2
国際関係論	2
社会学	2
憲法	2
経済学入門Ⅰ	1
経済学入門Ⅱ	1
社会保障入門	2
数学的発想	2
生命科学	2
プログラミング基礎	2
IT活用論	2
発信力ゼミ	2
デザイン思考	2
世界の文化と社会Ⅰ	1
世界の文化と社会Ⅱ	1
象山学	2
信州学	2
情報リテラシー	2
健康と運動科学Ⅰ	1
健康と運動科学Ⅱ	1
シーズンスポーツ	1
グローバル教養ゼミ	2
健康発達概論	2
健康発達実習	1
長野県健康社会史	2
保育原理	2
こどもの文化	2
教育原理	2
発達心理学	2
こどもと音楽	2
こどもと自然	2
児童家庭福祉	2
こどもと運動	2
保育者論	2
社会福祉概論	2
こども学	2
こどもと造形	2
小児保健Ⅰ	2
海外プログラム	2
社会的養護	2
教育心理学	1
こどもの食と栄養	2
自然保育論	1
音楽表現演習	1
保育内容（言葉）	2
地域子育て支援論	2
保育内容（健康）	2
器楽基礎	1
保育の指導法	2
保育内容（環境）	2
幼児理解の理論と方法	1

保育内容（表現）	2
ドラマ表現演習	1
身体表現演習	1
保育内容総論	2
乳児保育	2
保育臨床相談	1
発達支援論	2
保育内容（人間関係）	2
保育課程論	2
社会的養護内容	1
器楽応用Ⅰ	2
小児保健Ⅱ	2
相談援助	1
造形表現演習	1
器楽応用Ⅱ	2
教育史	2
教育の方法と技術	2
小児保健実習	1
保育の観察法と統計解析法	1
自然保育演習	1
地域子育て支援演習	1
発達支援演習	1
保育者支援論	1
保育経営論	1
保育臨床特殊講義Ⅰ	1
保育臨床特殊講義Ⅱ	1
保育臨床特殊講義Ⅲ	1
保育臨床特殊講義Ⅳ	1
教育実習Ⅰ事前事後指導	0.5
教育実習Ⅰ	2
保育所実習Ⅰ事前事後指導	1
保育所実習Ⅰ	2
保育所実習Ⅱ事前事後指導	1
保育所実習Ⅱ	2
施設実習Ⅰ事前事後指導	1
施設実習Ⅰ	2
施設実習Ⅱ事前事後指導	1
施設実習Ⅱ	2
教育実習Ⅱ事前事後指導	0.5
教育実習Ⅱ	2
保育・教職実践演習	2
こども学ゼミⅠ	2
こども学ゼミⅡ	2
卒業研究	4